

令和2年度

事業概要

消防局

目 次

I	消防局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和2年度 主要事業	7

消防局の概要

1. 局長 長岡 賢二
2. 局の職員数 1,564人（令和2年5月1日現在）

3. 令和2年度予算の概要

一般会計 予算

（単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
16 分担金及負担金	500	12 消防費	19,955,970
17 使用料及手数料	44,129		
18 国庫支出金	85,339		
19 県支出金	226,601		
20 財産収入	22,618		
21 寄附金	73,000		
24 諸収入	108,882		
25 市債	1,824,000		
歳入合計	2,385,069	歳出合計	19,955,970

消防局

総務部	(2)消防施設の営繕に関する事。 (3)局に属する財産の管理に関する事。
総務課	< 装備係 > (1)自動車、舟艇及び航空機の設計、配置及び登録に関する事。 (2)消防機械器具の配置、保守管理及び機能検査に関する事。 (3)自動車の運転及び管理の指導及び研修に関する事。 (4)消防用装置及び消防用装備の開発及び改良に関する事。 (5)自動車の継続検査、定期検査及び整備管理者に関する事。 (6)交通事故の示談の指導に関する事。 < 情報通信係 > (1)消防通信施設の設置、保全及び運営管理に関する事。 (2)防災行政無線の統制局及び中継局の維持管理並びに統制局の運用並びに設備に関する技術的指導に関する事。 (3)消防通信施設工事の設計、検査及び監督に関する事。 (4)管制システムに係る設備の保守管理に関する事。 (5)消防局情報通信ネットワーク等の管理及び運用に関する事。
< 総務係 > (1)局、部及び課の庶務並びに局内事務の連絡及び調整に関する事。 (2)儀式及び渉外に関する事。 (3)文書に関する事。 (4)公印の管守に関する事。 (5)全国消防長会及び全国消防協会に関する事。 (6)事務処理用電子計算機の管理に関する事。 (7)神戸市消防局指定管理者選定評価委員会に関する事。 (8)局の予算の経理に関する事。 (9)給与の支給に関する事。 (10)神戸市防火安全協会連絡協議会の指導に関する事。 (11)他の部、課及び係の所管に属しない事。	
< 企画係 > (1)消防に関する基本的施策その他重要な施策及び事務事業の調整に関する事。 (2)消防基本計画の立案及び推進に関する事。 (3)消防力の整備指針及び管轄区域に関する事。 (4)組織及び制度の調査及び研究に関する事。 (5)法規に関する事。 (6)争訟に関する事。 (7)消防に関する統計、情報、歴史的資料の収集及び処理の調整に関する事。 (8)広報及び広聴に関する事。 (9)県下消防長会に関する事。 (10)特命による重要事項の調査に関する事。	
職員課	予防部
< 職員係 > (1)課の庶務に関する事。 (2)消防職員（以下「職員」という。）の任免、定数及び配置に関する事。 (3)組織及び制度に関する事（総務課企画係の所管に属するものを除く。） (4)職務及び分掌事務に関する事。 (5)職員の試験及び選考に関する事。 (6)職員の給与の基準に関する事。 (7)職員の分限、懲戒及び服務に関する事。 (8)神戸市消防職員分限懲戒審査会に関する事。 (9)職員の教養訓練の基準及び調整に関する事。 (10)職員の人事評価に関する事。 (11)前各号に掲げるもののほか、人事に関する事。	予防課
< 厚生係 > (1)職員の安全衛生に関する事。 (2)職員の公務災害に関する事。 (3)消防職員厚生会に関する事。 (4)消防育英会に関する事。 (5)共済組合、共助組合その他職員の福利厚生制度事務に関する事。 (6)消防職員待機寮の運営に関する事。 (7)神戸市消防職員衛生管理審査会に関する事。 (8)職員の服制に関する事。 (9)職員の表彰に関する事。 (10)消防職員委員会に関する事。	< 予防係 > (1)部及び課の庶務並びに部内事務の連絡及び調整に関する事。 (2)火災予防対策の樹立、推進及び調整に関する事。 (3)火災予防広報に関する事。 (4)防火管理者、防災管理者及び自衛消防組織の育成及び指導に関する事。 (5)市民生活の安全に関する事。 (6)高齢者、障害者その他の災害時において迅速な対応が困難な者の防災の指導に関する事。 (7)緊急通報システムの設置に関する事。 (8)消防関係の講習に係る一般財団法人神戸すまいまちづくり公社との調整に関する事。 (9)前各号に掲げるもののほか、火災予防業務に関する事。 < 地域防災支援係 > (1)地域の防災に係る企画及び調査に関する事。 (2)地域の防災に係る関係機関との連絡及び調整に関する事。 (3)防災福祉コミュニティの支援に関する事。 (4)防災教育の支援に関する事。 (5)前各号に掲げるもののほか、地域の防災に関する事。 < 調査係 > (1)火災の調査に関する事。 (2)火災原因の鑑識に関する事。 (3)火災統計及び調査資料の解析に関する事。 (4)火災に係る調査事務の研究、指導及び教養に関する事。 (5)生活関連機器の出火危険等の情報の収集及び提供に関する事。
施設課	査察課
< 施設係 > (1)課の庶務に関する事。	< 査察係 > (1)課の庶務に関する事。 (2)防火対象物の査察に関する事。 (3)防火管理、防災管理及び防災規制に関する事。 (4)防火管理上必要な火気の使用に係る規制に関する事。 (5)防火対象物の点検に関する事。 (6)前各号に掲げるもののほか、査察業務に関する事。

消防局

<違反是正係>

- (1)防火対象物の違反是正に関する事。
- (2)消防用設備等の点検の指導に関する事。
- (3)神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）第50条の19の規定に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する事。

<設備指導第1係及び設備指導第2係>

- (1)高層建築物等の防火安全計画の指導に関する事。
- (2)消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更又は使用についての許可、認可又は確認に係る同意及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第4項の規定に基づく消防長への通知（以下「消防同意等」という。）に関する事。
- (3)消防用設備等の指導及び規制に関する事。
- (4)防火対象物の使用開始検査（消防法第17条の3の2又は神戸市火災予防条例第52条の規定に基づく検査をいい、消防同意等を伴う検査に限る。）に関する事。
- (5)建築物の仮使用認定の意見に係る調査に関する事。
- (6)消防設備士の指導に関する事。
- (7)防災設備技能講習を行う者に対する指導及び助言に関する事。
- (8)前各号に掲げるもののほか、消防同意等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

〔設備指導第1係及び設備指導第2係の係別分掌事務は、消防局長が定める。〕

危険物保安課

<危険物係>

- (1)課の庶務に関する事。
- (2)危険物施設及び指定可燃物に係る施設（以下「指定可燃物施設」という。）並びに石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石防法」という。）に基づく特定事業所の保安、査察及び違反是正に関する事。
- (3)危険物施設、指定可燃物施設及び消防法第9条の3第1項に規定する物質に係る許可、認可、届出及び検査に関する事。
- (4)石防法に基づく特定事業所の規制及び指導に関する事。
- (5)核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素、毒物、劇物等に係る施設等の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関する事。
- (6)消防法及び石防法に係る国、県その他関係機関との危険物事務に関する連絡及び調整に関する事。
- (7)神戸市危険物安全協会の指導に関する事。
- (8)危険物取扱者等の指導に関する事。
- (9)前各号に掲げるもののほか、危険物に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

<保安係>

- (1)火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に関する事。
- (2)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関する事（経済観光局消費生活センターの所管に属するものを除く。）。
- (3)火薬類及び高圧ガスに係る施設等の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関する事。

警防部

警防課

<警防係>

- (1)部及び課の庶務並びに部内事務の連絡及び調整に関する事。
- (2)警防活動に関する個人装備の整備に関する事。
- (3)災害時の応急措置命令に伴う補償に関する事。
- (4)神戸市災害対策本部消防部の所管する事務に関する事。
- (5)神戸市緊急対処事態対策本部消防部及び神戸市国民保護対策本部消防部の所管する事務に関する事。
- (6)風水害対策及び震災対策に関する事。
- (7)出初め式及び大規模災害訓練の実施に関する事。
- (8)災害活動の指揮及び指揮支援に関する事。
- (9)災害活動に係る教育、訓練及び安全管理に関する事。
- (10)消防戦術及び消防機械器具の研究に関する事。
- (11)特殊災害の警戒及び防除に関する事。
- (12)特殊災害対策に係る研究、教育及び訓練の実施に関する事。
- (13)前各号に掲げるもののほか、警防対策に関する事。

<計画係>

- (1)警防業務の総合調整に関する事。
- (2)警防計画に関する事。
- (3)消防部隊及び車両の配備運用計画に関する事。
- (4)地理（市域のものに限る。）に関する情報及び消防水利に関する事。
- (5)消防活動の障害に関する事。
- (6)緊急消防援助隊及び消防の相互の応援に関する事（市民防災総合センター市民研修係の所管に属するものを除く。）。
- (7)開発指導に関する事。
- (8)災害の分析、研究、統計及び記録に関する事。

<救助係>

- (1)救助業務の基本計画の作成に関する事。
- (2)救助業務（特別高度救助隊に係るものを含む。）の実施に関する事。
- (3)救助業務に係る研究、教育及び訓練の実施に関する事。
- (4)国際救助業務に関する事。
- (5)救助関係機関との連絡及び調整に関する事。
- (6)救助統計及び救助情報の収集に関する事。
- (7)前各号に掲げるもののほか、救助に関する事。

消防団支援課

<消防団係>

- (1)課の庶務に関する事。
- (2)消防団員の任免、表彰及び退職報償事務に関する事。
- (3)消防団員及び消防作業従事者等の災害補償に関する事。
- (4)神戸市消防協会に関する事。
- (5)前各号に掲げるもののほか、消防団に関する事。

<整備係>

- (1)消防団の基礎的施策の立案に関する事。
- (2)消防団員の服制及び個人装備に関する事。
- (3)消防団施設の設置及び管理に関する事。
- (4)消防団機械器具の配置及び保守管理に関する事。

司令課

<司令第1係、司令第2係及び司令第3係>

- (1)課の庶務に関する事。
- (2)消防部隊の編成、統制及び運用に関する事。
- (3)火災、救急、救助その他災害の通報の受信等及び出動指令

消防局

に関すること。
(4)災害現場への情報支援及び災害時の各種情報収集に関する
こと。
(5)災害活動の監察に関すること。
(6)救急医療情報の収集及び気象情報の処理に関すること。
(7)火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
(8)非常招集の伝達並びに関係機関への連絡及び出動要請に
関すること。
(9)前各号に掲げるもののほか、司令業務に関すること。

〔司令第1係、司令第2係及び司令第3係の係別分掌事務
は、消防局長が定める。〕

救急課

＜救急係＞
(1)課の庶務に関すること。
(2)救急情報の収集及び救急統計に関すること。
(3)救急資機材の配置及び開発に関すること。
(4)感染防止対策及び健康管理に関すること。
(5)大規模事業所等の自主救急に関すること。
(6)患者等を搬送する業務を行う民間の事業者の認定及び指導
に関すること。
(7)前各号に掲げるもののほか、救急業務に関すること。

＜救急企画係＞
(1)救急業務の基本計画に関すること。
(2)救急関係機関との連絡及び調整（救急救命士の再教育に係
るものを除く。）に関すること。
(3)救急業務の需要に係る対策に関すること。
(4)メディカルコントロール体制（医療機関等との連携により
救急業務の質的向上を図る体制をいう。）に関すること。
(5)救急救命士の処置範囲の拡大に伴う必要な教育の実施に
関すること。
(6)救急救命士の資格の取得に関すること。
(7)前各号に掲げるもののほか、救急企画及びメディカルコ
ントロール体制に関すること。

＜救急研修係＞
(1)救急隊員の教育及び訓練（救急救命士の処置範囲の拡大に
伴う必要な教育を除く。）に関すること。
(2)救急活動の事後の検証に関すること。
(3)救急救命士の再教育に関すること。
(4)水上消防署の救急業務等の実施に関すること。
(5)前各号に掲げるもののほか、救急研修に関すること。

航空機動隊

＜航空係＞
(1)航空機動隊（以下「機動隊」という。）の庶務に関すること。
(2)航空業務の基本計画の作成に関すること。
(3)航空機の運航に関すること。
(4)航空業務の教養訓練に関すること。
(5)大規模災害発生時における消防隊その他防災要員に対する
援助に関すること。
(6)機動隊の派遣に関すること。

＜航空整備係＞
(1)機動隊の施設の管理並びに関連施設との連絡及び調整に
関すること。
(2)航空機の整備及び定期点検に関すること。
(3)航空機の管理に関すること。
(4)航空機消防用装置の開発及び改良に関すること。

＜航空救助係＞
(1)災害の警戒、防除及び情報収集並びに救急活動及び救助活

動に関すること。
(2)航空救助技術の調査及び研究に関すること。
(3)大規模災害発生時における避難広報に関すること。
(4)前3号に掲げるもののほか、航空救助に関すること。

市民防災総合センター

＜教育係＞
(1)市民防災総合センター（以下「防災センター」という。）の
庶務並びに防災センター内の事務の連絡及び調整に
関すること。
(2)職員の研修計画（自動車の運転及び管理に係るものを
除く。）に関すること。
(3)職員及び消防団員の教育訓練の実施（自動車の運転及び
管理に係る研修の実施を除く。）及び調整に関する
こと。
(4)教育訓練に必要な調査及び研究に関すること。
(5)各種の災害の予防及び防災に係る研究に関する
こと。
(6)火災に関する科学及び実験並びに危険物等の鑑定及び
判定に関すること。
(7)消防科学に係る資料の収集及び保存に関する
こと。
(8)市民生活の安全に関わる機器の研究及び開発に
関すること。
(9)防災センターにおける施設の管理に関する
こと。

＜市民研修係＞
(1)防災センターにおける市民に対する防災教育（以下「市民
研修」という。）の実施及び調整に関する
こと。
(2)市民研修に係る訓練施設の活用に関する
こと。
(3)応急手当等の普及及び推進に関する
こと。
(4)緊急消防援助隊及び消防の相互の応援に伴う
防災センターの拠点としての運用に関する
こと。

＜特別消防係＞
(1)特別消防隊の運用に関する
こと。
(2)消防音楽隊その他の音楽による消防広報に
関すること。
(3)市民に対する防災指導に関する
こと。
(4)防災センターにおける安全運転管理者の
職務に関する
こと。
(5)防災センターにおける消防用車両及び機
械器具の保守管理
及び運用に関する
こと。
(6)防火対象物の査察の実施の支援に
関すること。

消防署

〔東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西〕

総務査察課

＜総務係＞
(1)消防署、総務査察課及び消防防災課の
庶務並びに署内の
事務の連絡、
調整及び改善
に関する
こと。
(2)文書及び公印の
管守に関する
こと。
(3)広報及び
広聴に関する
こと。
(4)事務処理用
電子計算機の
管理に関する
こと。
(5)職員の
人事、給与、
教養及び
服務に
関すること。
(6)職員の
安全衛生
管理に
関すること。
(7)職員の
公務災害
補償事務
に関する
こと。
(8)消防
作業従事
者等の
災害補償
事務に
関すること。
(9)経理に
関すること。
(10)庁舎
管理に
関すること。
(11)職員の
福利厚生
に関する
こと。
(12)安全
運転管理
者の職務
に関する
こと。
(13)交通
事故の
示談解決
に関する
こと。
(14)神戸
市防災
コミュニ
ティセン
ターに
関すること
（長田
消防署
に限る。）
(15)防火
安全協会
・防火
協会の
指導に
関すること。

消防局

- (16)出張所に関すること。
- (17)救急ステーションに関すること（西消防署に限る。）。
- (18)他の課及び係並びに分署の所管に属しないこと。

< 査察係 >

- (1)防火管理者、防災管理者及び危険物取扱者等の教養指導に関すること。
- (2)自衛消防組織（事業所の自衛消防組織に限る。）の育成及び指導に関すること。
- (3)神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関するものを除く。）に関すること。
- (4)防火対象物の査察の実施に関すること。
- (5)防火対象物の違反処理の執行に関すること。
- (6)防火管理及び防災管理の指導及び規制に関すること。
- (7)消防用設備等の点検の指導及び規制に関すること。
- (8)建築許可の意見に関すること。
- (9)消防用設備等の指導及び規制に関すること。
- (10)防火対象物の使用開始検査に関すること。
- (11)建築物の仮使用承認の意見に係る調査に関すること。
- (12)消防危険物及び指定可燃物の指導及び規制に関すること。
- (13)石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく特定事業所の指導及び規制に関すること。
- (14)火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に関すること。
- (15)火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素、毒物、劇物等に係る施設の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。
- (16)神戸市危険物安全協会の指導に関すること。
- (17)前各号に掲げるもののほか、査察及び違反処理業務その他の防火対象物の安全性の確保に関すること。

消防防災課

< 消防第 1 係、消防第 2 係及び消防第 3 係 >

- (1)災害の警戒及び防除並びにその計画及び訓練に関すること。
- (2)災害活動の指揮及び安全管理に関すること。
- (3)火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
- (4)消防地理及び消防水利の調査並びに消防対象物の警防調査に関すること。
- (5)整備管理者の職務に関すること。
- (6)消防機械器具の保守管理に関すること。
- (7)消防用車両、機械器具、通信施設及び水防倉庫の運用に関すること。
- (8)関係法令に基づく応急措置の命令等に関すること。
- (9)救助業務の実施及び訓練に関すること。
- (10)火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (11)災害情報の収集及び記録に関すること。
- (12)被災証明に関すること。
- (13)消防対象物の査察の実施及び住宅の防火指導等に関すること。
- (14)神戸市火災予防条例の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関するものに限る。）に関すること。
- (15)消防団に関すること。
- (16)火災予防広報に関すること。
- (17)防災福祉コミュニティその他の地域の防災組織に関するこ

- と。
- (18)防災教育の支援に関すること。
- (19)自衛消防組織（事業所の自衛消防組織を除く。）の育成及び指導に関すること。
- (20)事業所の防災協力（総務係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (21)前各号に掲げるもののほか、消防警備及び火災の予防業務の実施（査察係の所管に属するものを除く。）に関すること。

〔消防第 1 係、消防第 2 係及び消防第 3 係の係別分掌事務は、消防局長が定める。〕

< 救急係 >

- (1)救急業務の実施及び訓練に関すること。
- (2)救急統計及び救急報告に関すること。
- (3)管轄区域内における関係機関との連絡調整に関すること。
- (4)市民救急の普及啓発に関すること。
- (5)救急広報に関すること。
- (6)消防対象物の査察の実施に関すること（消防係の所管に属するものを除く。）。
- (7)その他救急事務に関すること。

北神分署

- (1)地域住民、消防団、各種団体等との消防に関する事務の調整に関すること。
- (2)分署の庶務に関すること。
- (3)公印の管守に関すること。
- (4)職員の安全衛生管理に関すること。
- (5)庁舎管理に関すること。
- (6)安全運転管理者の職務に関すること。
- (7)車両及び機器の保守管理に関すること。
- (8)予防査察及び指導に関すること。
- (9)神戸市火災予防条例に基づく届出の受付に関すること。
- (10)防火相談に関すること。
- (11)自衛消防訓練の実施に関すること。
- (12)総務査察課査察係第 14 号に掲げる事務に関すること。
- (13)消防防災課消防第 1 係、消防第 2 係及び消防第 3 係の分掌事務に関すること。
- (14)消防防災課救急係の分掌事務に関すること。
- (15)前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要があると認める事項に関すること。

出張所

〔有馬・北須磨〕

- (1)出張所の庶務に関すること。
- (2)職員の安全衛生管理に関すること。
- (3)庁舎管理に関すること。
- (4)安全運転管理者の職務に関すること。
- (5)車両及び機器の保守管理に関すること。
- (6)予防査察及び指導に関すること。
- (7)神戸市火災予防条例に基づく届出の受付に関すること。
- (8)防火相談に関すること。
- (9)自衛消防訓練の指導に関すること。
- (10)総務査察課査察係第 14 号に掲げる事務に関すること。
- (11)消防防災課消防第 1 係、消防第 2 係及び消防第 3 係の分掌事務（第 12 号を除く。）に関すること。
- (12)消防防災課救急係の分掌事務に関すること。
- (13)前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要と認める事項に関すること。

水上消防署

< 総務係 >

- (1)消防署の庶務並びに署内の事務の連絡、調整及び改善に関

消防局

- すること。
- (2)文書及び公印の管守に関する事。
- (3)広報及び広聴に関する事。
- (4)事務処理用電子計算機の管理に関する事。
- (5)職員の人事、給与、教養及び服務に関する事。
- (6)職員の安全衛生管理に関する事。
- (7)職員の公務災害補償事務に関する事。
- (8)消防作業従事者等の災害補償事務に関する事。
- (9)経理に関する事。
- (10)庁舎管理に関する事。
- (11)職員の福利厚生に関する事。
- (12)安全運転管理者の職務に関する事。
- (13)交通事故の示談解決に関する事。
- (14)防火安全協会・防火協会の指導に関する事。
- (15)他の係の所管に属しないこと。

< 査察係 >

- (1)防火管理者、防災管理者及び危険物取扱者等の教養指導に関する事。
- (2)自衛消防組織（事業所の自衛消防組織に限る。）の育成及び指導に関する事。
- (3)神戸市火災予防条例の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関するものを除く。）に関する事。
- (4)防火対象物の査察の実施に関する事。
- (5)防火対象物の違反処理の執行に関する事。
- (6)防火管理及び防災管理の指導及び規制に関する事。
- (7)消防用設備等の点検の指導及び規制に関する事。
- (8)建築許可の意見に関する事。
- (9)消防用設備等の指導及び規制に関する事。
- (10)防火対象物の使用開始検査に関する事。
- (11)建築物の仮使用承認の意見に係る調査に関する事。
- (12)消防危険物及び指定可燃物の指導及び規制に関する事。
- (13)石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所の指導及び規制に関する事。
- (14)火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事。
- (15)火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素、毒物、劇物等に係る施設の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関する事。
- (16)神戸市危険物安全協会の指導に関する事。
- (17)前各号に掲げるもののほか、査察及び違反処理業務その他の防火対象物の安全性の確保に関する事。

< 消防第1係、消防第2係及び消防第3係 >

- (1)災害の警戒及び防除並びにその計画及び訓練に関する事。
- (2)災害活動の指揮及び安全管理に関する事。
- (3)火災警報、火災注意報及び消防信号に関する事。
- (4)消防地理及び消防水利の調査並びに消防対象物の警防調査に関する事。
- (5)整備管理者の職務に関する事。
- (6)消防機械器具の保守管理に関する事。
- (7)消防用車両、機械器具、通信施設及び水防倉庫の運用に関する事。
- (8)関係法令に基づく応急措置の命令等に関する事。
- (9)救助業務の実施及び訓練に関する事。
- (10)火災の原因及び損害の調査に関する事。
- (11)災害情報の収集及び記録に関する事。
- (12)被災証明に関する事。
- (13)消防対象物の査察の実施及び住宅の防火指導等に関する事。

- と。
- (14)神戸市火災予防条例の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関することに限る。）に関する事。
- (15)消防団に関する事。
- (16)火災予防広報に関する事。
- (17)防災福祉コミュニティその他の地域の防災組織に関する事。
- (18)防災教育の支援に関する事。
- (19)自衛消防組織（事業所の自衛消防組織を除く。）の育成及び指導に関する事。
- (20)事業所の防災協力（総務係の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (21)前各号に掲げるもののほか、消防警備及び火災の予防業務の実施（査察係の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (22)救急業務の実施及び訓練に関する事。
- (23)救急統計及び救急報告に関する事。
- (24)管轄区域内における関係機関との連絡調整に関する事。
- (25)市民救急の普及啓発に関する事。
- (26)救急広報に関する事。
- (27)その他救急事務に関する事。

〔消防第1係、消防第2係及び消防第3係の係別分掌事務は、消防局長が定める。〕

令和2年度 主要事業の概要

1 みんなで安全・安心に取り組むまち

(1) 防災福祉コミュニティ支援事業の推進（予防課）

- ・災害時の初動対応マニュアルである「地域おたすけガイド」の作成支援
- ・防災資機材更新に対する助成

(2) 消防団の充実・強化（消防団支援課）

- ・消防団員処遇改善（出動手当の増額）
- ・消防団積載車（8台）と小型動力ポンプ（16台）の更新
- ・チェーンソー導入に伴う特別教育の実施
- ・消防団員被服の充実（活動服 令和2年度全団員への配布完了）
- ・消防団詰所・器具庫の整備（設計2カ所・建築2カ所）
- ・SNSやAI技術を活用して、災害現場の情報をリアルタイムで共有する「消防団スマート情報システム」の充実

(3) 市民消火用資機材の整備（警防課）

- ・地域住民による初期消火活動に使用するために、公園等の耐震性防火水槽に併設された消火用ポンプ一式を更新（10基）

2 防災への心を育むまち

(1) 火災予防広報の充実強化（予防課）

- ・住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器などの普及促進と維持管理の啓発を推進
- ・YouTube等を利用した火災実験動画公開などによって、家庭内での火災予防に対する意識啓発を促進

(2) 防災教育の推進（市民防災総合センター・査察課）

- ・市民防災総合センターの施設を活用した体験型訓練や総合的な防災研修メニューを活用しながら、市民防災教育を推進
- ・土砂災害に対する市民の防災意識向上を目的に、災害を疑似体験できる「土砂災害VR」による研修を推進
- ・消防用設備等の操作訓練ができる講習システムを構築し、企業等の防災力の向上を図る

3 命を大切に考え取り組むまち

(1) 市民への応急手当の推進（市民防災総合センター）

- ・地域や職場のリーダーとして、救急インストラクターを養成
- ・年間3万人を目標に、応急手当普及にかかる講習を実施

(2) 救急車の適正利用の促進（救急課）

- ・健康局が進める「救急安心センター事業」と連携しながら、引き続き市民に対して救急車の適正利用の広報、啓発活動を実施

(3) 高度救命体制の推進（救急課）

- ・救急救命士 10 名の新規養成及び処置拡大の実習等を実施
- ・多言語音声翻訳アプリ等を活用し，外国人傷病者の対応を強化

(4) 感染症対策の充実（救急課）

- ・搬送患者及び職員の徹底した感染防止対策の推進
- ・保健所及び医療機関等と連携した救急搬送体制の確保

4 消防サービスが行き届くまち

(1) 消防庁舎の整備・改修（施設課）

- ・西神南出張所の整備
令和 3 年度 運用開始予定
- ・兵庫消防署の建替（兵庫区庁舎整備事業）
令和 3 年度 新庁舎運用開始予定

(2) 防災活動車両等の整備（施設課）

- ・指揮車 2 台
- ・ブーム付多目的消防ポンプ自動車 1 台
- ・C A F S（圧縮空気泡消火システム）付小型タンク車 2 台
- ・30m級はしご車 1 台
- ・ポンプ付特殊災害対策車 2 台
- ・ポンプ付救助車 2 台
- ・資機材搬送ポンプ自動車 2 台
- ・高規格救急車 6 台

(3) Live119（映像通報システム）の導入（司令課）

- ・スマートフォンを介して現場の状況を動画で確認できるシステムを導入し，災害現場の詳細な状況をリアルタイムに把握し，口頭指導や効果的な活動の実現に役立てる

5 あらゆる災害に備えるまち

(1) 神戸市・兵庫県消防防災ヘリ共同運航（航空機動隊）

- ・兵庫県と共同運航により消防防災ヘリ 3 機の運航を継続

(2) 高度救助隊の運用開始（警防課）

- ・垂水消防署の救助隊に高度救助資機材を配備し，今後想定される南海トラフ地震を始め，近年増加傾向にある大規模な自然災害等の対応力を強化する

(3) 消防水利の充実（警防課）

- ・耐震性防火水槽（40 t）を設置（1 基）
- ・戦前・戦中に設置された道路下防火水槽を撤去（7 基）